

25 日 獣 発 第 300 号

平成 26 年 2 月 18 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会 長 藏 内 勇 夫

(公印及び契印の押印は省略)

**「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する
特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の
実施に当たっての留意事項について」の一部改正について**

このことについて、平成 26 年 2 月 12 日付け 25 消安第 4630 号をもって、農林水産省消費・安全局長から、別添のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、発生予察のための監視を効率的に実施するため、当該留意事項の血清抗体検査に際しての対応を別添のとおり改正した旨、各都道府県知事宛てに通知したので、内容を了知の上、本会会員に、周知と迅速かつ円滑な防疫措置の実施について協力を依頼されたものです。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 笹川

TEL 03-3475-1601



25消安第4630号
平成26年2月12日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定
家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっ
ての留意事項について」の一部改正について

平素より、家畜衛生行政の推進に御協力賜りありがとうございます。

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、
迅速かつ円滑な防疫措置の実施に御協力いただくようお願いします。



都道府県知事 宛て

農林水産省消費・安全局長

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」の一部改正について

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに係る防疫対策については、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第1項の規定に基づく「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成23年10月1日農林水産大臣公表）に基づき実施することとし、その運用の細部については、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」（平成23年10月1日付け23消安第3409号農林水産省消費・安全局長通知。以下「留意事項」という。）を定め、実施してきたところです。

今般、発生予察のための監視を効率的に実施するため、留意事項の血清抗体検査に際しての対応を別添のとおり改正しましたので、御了知の上、今後とも本病の防疫措置の迅速かつ的確な実施に御協力いただくようお願いします。

- 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について（平成23年10月1日付け23消安第3409号消費・安全局長通知）の一部改正新旧対照表
（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第2 定点モニタリング及び強化モニタリングにおける血清抗体検査（防疫指針第3の1及び2関連） 1 鶏を検査する場合には、迅速かつ効率的にエライザ法による検査を行い、エライザ法で陽性が確認されたときは、直ちに同一血清について、寒天ゲル内沈降反応による検査を行う。 2 エライザ法で陽性が確認された農場については、家畜防疫員が臨床的に異状がないかを確認する。この結果、 ① 臨床的に高病原性鳥インフルエンザを疑う異状が確認された場合には、防疫指針第4の6に基づき、防疫指針第4の2から4までの手続に従うとともに、防疫指針第5の1（1）の手続に従う。 ② 臨床的に高病原性鳥インフルエンザを疑う異状がないことが確認された場合には、1により行う寒天ゲル内沈降反応による検査で陰性が確認されるまでの間、当該農場で生産された鶏卵は、洗浄・消毒した上で流通を認める。 3 1により行うエライザ法及び寒天ゲル内沈降反応による検査が終了するまで、採血対象の鶏と同一鶏舎で飼養されている鶏が出荷されないよう、出荷計画を考慮し、エライザ法及び寒天ゲル内沈降反応による検査を実施する。 4 2の②の場合にあって、1により行う寒天ゲル内沈降反応による検査で陽性が確認された農場については、当該農場の鶏の出荷（移動）を自粛するよう指導するとともに、家畜防疫員が直ちに当該農場に立ち入り、臨床的に異状がないかを確認し、防疫指針第4の4の手続に従う。この際、 ① 臨床的に高病原性鳥インフルエンザを疑う異状が確認された場合には、防疫指針第4の6に基づき、防疫指針第4の2及び3の手続に従うとともに、防疫指針第5の1（1）の手続に従う。 ② 臨床的に高病原性鳥インフルエンザを疑う異状がないことが確認された場合には、防疫指針第5の1（2）の手続に従う。なお、当該農場で生産された鶏卵は、洗浄・消毒をした上で流通を認める。	第2 定点モニタリング及び強化モニタリングにおける血清抗体検査（防疫指針第3の1及び2関連） 鶏を検査する場合には、エライザ法による検査を行い、エライザ法で陽性が確認されたときは、同一血清について、寒天ゲル内沈降反応による検査を行う。 この間、エライザ法で陽性が確認された農場においては、臨床的に異状がないことを確認するとともに、陽性鶏と同一鶏舎の鶏の出荷（移動）を自粛するように指導する。 なお、臨床的に異状がなければ、鶏卵の出荷は認める。

5. 鶏以外の家きんを検査する場合には、寒天ゲル内沈降反応による検査を行う。この際、寒天ゲル内沈降反応による検査が終了するまで、採血対象の家きんと同一家きん舎で飼養されている家きんが出荷されないよう、出荷計画を考慮するとともに、当該検査で陽性が確認された農場については、4の手続に準ずる。

鶏以外の家きんを検査する場合には、寒天ゲル内沈降反応による検査を行う。

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について

第1 モニタリングの検査方法（防疫指針第3の1及び2関連）

モニタリングの検査については、別紙1により行う。

第2 定点モニタリング及び強化モニタリングにおける血清抗体検査（防疫指針第3の1及び2関連）

- 1 鶏を検査する場合には、迅速かつ効率的にエライザ法による検査を行い、エライザ法で陽性が確認されたときは、直ちに同一血清について、寒天ゲル内沈降反応による検査を行う。
- 2 エライザ法で陽性が確認された農場については、家畜防疫員が臨床的に異状がないかを確認する。この結果、
 - ① 臨床的に高病原性鳥インフルエンザを疑う異状が確認された場合には、防疫指針第4の6に基づき、防疫指針第4の2から4までの手続に従うとともに、防疫指針第5の1（1）の手続に従う。
 - ② 臨床的に高病原性鳥インフルエンザを疑う異状がないことが確認された場合には、1により行う寒天ゲル内沈降反応による検査で陰性が確認されるまでの間、当該農場で生産された鶏卵は、洗浄・消毒した上で流通を認める。
- 3 1により行うエライザ法及び寒天ゲル内沈降反応による検査が終了するまで、採血対象の鶏と同一鶏舎で飼養されている鶏が出荷されないよう、出荷計画を考慮し、エライザ法及び寒天ゲル内沈降反応による検査を実施する。
- 4 2の②の場合にあつて、1により行う寒天ゲル内沈降反応による検査で陽性が確認された農場については、当該農場の鶏の出荷（移動）を自粛するよう指導するとともに、家畜防疫員が直ちに当該農場に立ち入り、臨床的に異状がないかを確認し、防疫指針第4の4の手続に従う。この際、
 - ① 臨床的に高病原性鳥インフルエンザを疑う異状が確認された場合には、防疫指針第4の6に基づき、防疫指針第4の2及び3の手続に従うとともに、防疫指針第5の1（1）の手続に従う。
 - ② 臨床的に高病原性鳥インフルエンザを疑う異状がないことが確認された場合には、防疫指針第5の1（2）の手続に従う。なお、当該農場で生産された鶏卵は、洗浄・消毒をした上で流通を認める。
- 5 鶏以外の家きんを検査する場合には、寒天ゲル内沈降反応による検査を行う。この際、寒天ゲル内沈降反応による検査が終了するまで、採血対象の家きんと同一家きん舎で飼養されている家きんが出荷されないよう、出荷計画を考慮するとともに、当該検査で陽性が確認された農場については、4の手続に準ずる。

第3 強化モニタリングにおける抽出検査の検査対象農場の選定（防疫指針第3の1及び2関連）

飼養羽数100羽以上（だちょうにあっては、10羽以上）の農場を対象に、95%の信頼度で10%の感染を摘発することができる数の検査農場を下表を参考に無作為で選定する。その際、サンプリングの偏りを排除するため、①農場を飼養規模別（※）にグループ分けし、②各グループの戸数に応じて按分した検査農場数を乱数表を用いて無作為に抽出する（階層別無作為抽出）。

（※）飼養規模は、次のとおりグループ分けする。

- I 100羽以上（だちょうにあっては、10羽以上）～1,000羽未満
- II 1,000羽以上～10,000羽未満
- III 10,000羽以上

母 集 団	標 本 数
1 ～ 15戸	全戸
16 ～ 20戸	16戸
21 ～ 40戸	21戸
41 ～ 100戸	25戸
101戸以上	30戸

第4 モニタリングの報告様式（防疫指針第3の3関連）

- 1 定点モニタリング及び強化モニタリング対象農場の概要等の報告は、様式1-1及び1-2により行う。
- 2 都道府県畜産主務課は、毎月20日までに前月のモニタリングの状況を、様式2により動物衛生課宛ファクシミリ又は電子メールで報告する。

第5 異常家さん等の届出を受けた際の報告（防疫指針第4の1の（1）関連）

異常家さん等の届出を受けた場合には、様式3により動物衛生課に報告する。

第6 家畜防疫員が現地に携行する用具（防疫指針第4の1の（1）関連）

- 1 農場立入用衣類：長靴、防疫衣類、手袋等
- 2 臨床検査用器材：タワシ、懐中電灯等
- 3 簡易検査用器材：簡易検査用検査キット等
- 4 病性鑑定材料採取用器材：綿棒、材料保存液、採血器具（採血針、採血管）、保冷資材、クーラーボックス、病性鑑定材料輸送箱等

- 5 連絡及び記録用器材：携帯電話、事務用具、各種様式用紙、地図、デジタルカメラ、画像送受信機等
- 6 消毒用器材：バケツ、消毒薬、噴霧消毒器等
- 7 その他：ビニール袋、着替え、食料品等

第7 都道府県が行う指導に関する事項（防疫指針第4の1の（2）関連）

1 家きんの所有者から通報があった場合

- （1）異常家きん以外の家きんを含む全ての家きんについて、当該農場からの移動を自粛すること。
- （2）農場の出入口を1か所に限り、農場及び防疫関係者以外の者の立入りをさせないこと。
- （3）農場外に物を搬出しないこと。家きんの所有者及び従業員等が外出する場合には、適切な消毒等を行うこと。
- （4）異常家きんの卵、排せつ物、敷料等は、他の家きんと接触することがないようにすること。

2 獣医師から通報があった場合

- （1）原則として、家畜防疫員の現地到着まで当該農場にとどまり、高病原性鳥インフルエンザウイルス及び低病原性鳥インフルエンザウイルスの拡散を防止するよう助言・指導をすること。
- （2）家畜防疫員の到着後、当該農場を出る際には、身体、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行い、直ちに帰宅すること。
- （3）帰宅後は、車両を十分に洗浄するとともに、入浴して身体を十分に洗うこと。
- （4）異常家きんが高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザでないと判明するまでの間は、家きんの飼養農場に立ち入らないこと。
- （5）高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザと判明した場合には、異常家きんを診察し、又はその死体を検案した日から7日間は、家畜防疫員の許可を得ずに家きんの飼養農場に立ち入らないこと。

3 食鳥処理場から通報があった場合

- （1）異常家きん及びこれと同一の農場から出荷された家きんのと殺を中止すること。
- （2）畜産関係車両の出入りを禁止すること。
- （3）従業員等が外出する場合には、適切な消毒等を行うこと。
- （4）従業員等は、異常家きんが高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザでないと判明するまでの間は、家きんの飼養農場に立ち入らないこと。
- （5）異常家きんの出荷農場を直ちに特定し、1の（1）から（4）までの指導を行うこと。
- （6）異常家きんの出荷に使用された車両を特定し、当該車両の消毒を徹底するとともに、当該車両が農場等に出入りしないよう指導すること。

第8 動物衛生課への報告（防疫指針第4の2の（3）及び（5）関連）

防疫指針の第4の2の（3）の報告及び（5）の疫学情報の提出は様式4により行う。

第9 陽性判定時に備えた準備に関する報告（防疫指針第4の3関連）

陽性判定時に備えて講じた措置の内容については、それぞれの項目ごとに情報を整理し、速やかに動物衛生課にファックス又は電子メールにより報告すること。

第10 病性鑑定時の検査方法等（防疫指針第4の4関連）

都道府県（家畜保健衛生所）で実施する病性鑑定時の検査等については、別紙1により行う。

第11 動物衛生研究所へのウイルス又は遺伝子増幅産物の送付に関する事項（防疫指針第4の4及び5関連）

- 1 動物衛生研究所へのウイルスの送付に当たっては、HA価が32倍以上であることを確認する。送付すべき尿膜腔液の量は、動物衛生研究所に確認すること。
- 2 動物衛生研究所への遺伝子増幅産物の送付は、ウイルスが分離されず、農場における臨床症状等から、至急に病原性判定試験を行う必要がある場合に行う。
- 3 動物衛生研究所へ検査を依頼する際は様式5により行う。

第12 簡易検査の結果に基づき疑似患者と判定された場合の対応について（第5の2の（1）関連）

②のイの（ア）に基づき判定された疑似患者が確認された農場と疫学的関連がある農場において、高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる症状を示す家きんが確認され、当該農場の飼養家きんの簡易検査でA型インフルエンザウイルスの抗原が確認された場合、当該家きんは②のイの（ア）に基づき判定された疑似患者とみなす。

第13 都道府県対策本部（防疫指針第6の2の（3）関連）

1 都道府県対策本部の設置

都道府県は、2の組織構成を考慮して都道府県対策本部を設置することとし、防疫措置の円滑な実施及び国や周辺都道府県との連絡調整を図る。なお、必要に応じて、発生農場等における防疫措置を円滑に行うため、発生農場の近くの家畜保健衛生所等

に現地対策本部を設置する。

2 組織構成

都道府県知事を本部長とし、本部長の下に次の各班を置くとともに、関係部局を構成員とする庁内連絡会議を開催し、防疫の円滑な推進を図る。

- ・総務班：防疫指針に基づく具体的な防疫方針の策定、予算の編成及び執行、情勢分析、農林水産省、その他の関係機関との連絡調整及び庁内連絡会議の開催を行う。
- ・情報班：発生状況及び防疫対応状況等の収集、広報資料の作成、広報連絡及び問合せの対応を行う。
- ・病性鑑定班：異常家きんの届出に対する立入調査、病性鑑定のための検体の採取、同検体の受入れ及び送付並びに病性鑑定を行う。
- ・防疫指導班：発生農場の調査並びに防疫措置の企画及び指導を行う。
- ・防疫支援班：焼却、埋却、消毒等防疫用の資材・機材の調達及び配布、防疫要員の動員並びに関連事業の調整を行う。
- ・防疫対応班：立入制限、殺処分、農場消毒等の防疫措置及び制限区域内農場等の検査等の対応を行う。
- ・評価班：発生農場及び周辺農場における手当金の交付のための家畜や物品の評価等を行う。
- ・疫学調査班：現地調査を行い、疫学関連農場の特定や感染経路の究明に必要な情報の収集及び整理を行う。また、国の疫学調査チームと連携し、現地調査等を行う。
- ・庶務班：所要経費の確保及び手当金等の支出に関する事務を行う。

第14 報道機関への公表（防疫指針第6の3関連）

病性決定時の公表は、様式6により行う。

第15 防疫措置に必要な人員の確保に関する事項（防疫指針第6の4関連）

- 1 本病の発生が確認された時点で、速やかに防疫措置を開始することができるよう、都道府県は、あらかじめ必要な人員の所在を把握し、必要に応じて集合を命ずる。
- 2 防疫従事者の確保に当たっては、あらかじめ作業に従事させようとする者の家きんの飼養の有無を確認し、家きんを飼養している場合には、直接防疫業務に当たらせないようにする。
- 3 都道府県は、他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請を行う場合には、必要な人員、期間、作業内容等について、動物衛生課と協議する。
動物衛生課は、各都道府県と調整し、具体的な派遣スケジュールを作成する。
- 4 都道府県は、自衛隊の派遣について農林水産省との協議が整った場合には、発生状況、派遣期間、活動区域、活動内容等について現地の自衛隊災害担当窓口と十分に調整した上で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項の規定に基づく災害派遣要請を行う。

第16 発生農場における防疫措置の実施に関する事項（防疫指針第7 関連）

- 1 都道府県は、事前に現地調査を行い、農場の建物の配置等を考慮して、テントの設営場所、資材置場等について検討するとともに、総括責任者、各作業ごとの責任者及び指揮命令系統を明確にする。
- 2 家畜防疫員は、家きんの所有者に対し、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの概要、関係法令の内容、所有者の義務及び防疫方針を説明するとともに、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第52条の3の規定により行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てをすることができないことについて、遺漏なく説明する。
- 3 現地の総括責任者は、鳥種別のと殺予定羽数、と殺の方法、死体処理方法、消毒面積その他必要な事項について、あらかじめ都道府県対策本部に確認し、その指示を受けるものとする。
- 4 感染経路の究明のために行う検体の採取にあたっての検体の種類及び検体数は、農場ごとの飼養状況や発生状況に応じて、動物衛生課と協議して決定する。

第17 防疫措置従事者に関する事項（防疫指針第7 関連）

防疫措置従事者が防疫措置を実施するに当たっては、次の事項に留意する。

- 1 入場時には、防疫服、長靴等を着用し、私物を持ち込まないこと。
- 2 退場時には、身体、衣服、靴及び眼鏡を消毒した後、入場時に着用した作業着等を脱ぎ、手洗い、洗顔及びうがいをを行うこと。また、場内で着用した作業着等は、消毒液に浸漬した後ビニール袋に入れ、外装を噴霧消毒した後持ち帰ること。
- 3 都道府県対策本部は、現地での着替えや靴の履き替えを円滑に行えるよう、農場の出入口に仮設テントを設置する等の配慮を行うこと。その際、作業の前後で作業者の動線が交差しないようにすること。
- 4 帰庁（宅）後、移動に利用した車両の消毒及び着用していた全ての衣服の洗濯を行うとともに、入浴して身体を十分に洗うこと。
- 5 防疫作業に従事した日から7日間は発生農場以外の鳥類に接触しないこと。
- 6 都道府県対策本部は、必要に応じて防疫措置前後に防疫作業者の健康状態を確認するなど、公衆衛生部局（保健所設置市の場合は、当該市の部局も含める。）と連携して、防疫作業者の感染防止に努めること。

第18 と殺指示書の交付（防疫指針第7の1の（1） 関連）

と殺の指示書は、様式7により作成する。

第19 患畜等の死体の発酵による消毒の方法（例）（防疫指針第7の2の（5） 関連）

防疫指針第7の2の（5）の発酵による消毒は、以下の基準に基づき病原体の拡散

防止に万全を期しつつ実施する。

- 1 敷料等を15～25 cmの厚さ、4 mの幅、処理する鶏の羽数により適切な長さ（1,000羽で1 mを目安とする。）で敷く。
- 2 死体を周辺から30 cm程度内側に、20 cmから25 cmの厚さに載せる。
- 3 死体の上に羽根が十分にぬれるまで水をかける。
- 4 死体を覆うように、おがくず、もみがら、敷料等を15 cmの厚さに載せる。
- 5 死体が数層に重なるまで、1 から4 までの操作を同様に行う。
- 6 病原体に汚染されていないおがくず、わら等を20 cmの厚さに載せ、最上部に消石灰を散布する。屋外の場合には、防水性で通気性のある特殊ビニールシート等で覆う。
- 7 温度計を挿し、内部の温度を毎日チェックする（通常、1 週間以内に57℃から63℃になる。）。通常、7 日から10日後には、温度は46℃から52℃に低下するので、必要に応じて攪拌し、通気を良くする。
- 8 死体が表面に出ないように、新たに、病原体に汚染されていないおがくず又はわらを載せる。
- 9 攪拌して3 週間から4 週間で発酵による消毒は完了する。
- 10 攪拌しない場合には、少なくとも3 か月間静置する。

第20 家きんの評価額の算定方法（防疫指針第7の5 関連）

家きんの評価額の算定方法は、原則として別紙2により行う。

第21 移動制限区域内での指導事項（防疫指針第9の1の（5） 関連）

家畜防疫員は、移動制限区域内において、防疫指針第9の1の（5）に定めるもののほか、次に掲げる者に対し、それぞれ次に定める事項について関係者への指導を行う。また、必要に応じ関係施設に立ち入り、その履行状況を監視する。

1 家きんの所有者

- （1）家きん舎等への関係者以外の者の出入りを自粛すること。
- （2）農場関係者等の入出場時の消毒を徹底すること。
- （3）家きん舎の出入口、家きん舎周辺及び家きん衛生管理区域外縁部については、消石灰等を用いて消毒すること。
- （4）家きん舎内については、高病原性鳥インフルエンザウイルス及び低病原性鳥インフルエンザウイルスに効果のある消毒薬を用いて消毒すること。

2 獣医師等の畜産関係者

- （1）携行する器具及び薬品は、最小限とすること。
- （2）農場への入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- （3）消毒又は廃棄が容易な衣服、器具等を使用すること。
- （4）車両の農場の敷地内への乗入れを自粛すること。

(5) 移動経路を記録し、保存すること。

3 飼料輸送業者・集卵業者

- (1) 農場の入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- (2) 感染リスクの低い運搬経路を選択すること。
- (3) 複数の農場を連続して配送又は集卵を行わないこと。
- (4) 配送経路を記録し、保存すること。

4 家きん取扱業者・廃鶏取扱業者

- (1) 農場の入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- (2) 感染リスクの低い運搬経路を選択すること。
- (3) 複数の農場を連続して配送又は集荷を行わないこと。
- (4) 配送経路を記録し、保存すること。

5 死亡鳥取扱業者

- (1) 農場の入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- (2) 感染リスクの低い運搬経路を選択すること。
- (3) 原則として、農場の出入口で受渡しを行うこと。
- (4) 配送経路を記録し、保存すること。

6 化製場、食肉加工施設等の畜産関係施設 車両の消毒を徹底すること。

第22 家きんの食鳥処理場への出荷のための遺伝子検査の検体数（防疫指針第9の5の (1) 関連）

出荷する家きん舎ごとに5羽（高病原性鳥インフルエンザにあつては、うち3羽を死亡家きん（明らかに食害・外傷等により死亡したと認められるものを除く。また、死亡家きんがいない場合には、活力低下や脚弱等何らかの臨床症状を認めるものから選択する。同一家きん舎内に、明らかに健康な家きんしか認められない場合には、健康な家きんから採材する。）とする。）を対象に気管スワブ及びクロアカスワブを検体として採材する。

第23 家きん卵の出荷のための検査の検体数（防疫指針第9の5の（2）関連）

- 1 家きん舎ごとに5羽（高病原性鳥インフルエンザにあつては、うち3羽を死亡家きん（明らかに食害・外傷等により死亡したと認められるものを除く。また、死亡家きんがいない場合には、活力低下や脚弱等何らかの臨床症状を認めるものから選択する。同一家きん舎内に、明らかに健康な家きんしか認められない場合には、健康な家きんから採材する。）とする。）を対象に気管スワブ、クロアカスワブ及び血液を検体として採材する。

- 2 本検査の結果のうち、血清抗体検査の結果は発生状況確認検査の結果とみなすことができる。

第24 ふ卵場からのひなの出荷のための簡易検査の検体数（防疫指針第9の5の（3）関連）

- 1 死ごもり卵を中心に25検体を採材すること。
- 2 5検体を1プールとして、5プール検体の検査を実施すること。
- 3 採材に当たっては、異常卵の増加等の臨床検査を確実に行うこと。

第25 車両消毒等に関する事項（防疫指針第11の3 関連）

1 消毒ポイントによる消毒

（1）消毒ポイントの設置場所

消毒ポイントの設置場所の検討に当たっては、警察署長及び道路管理者と十分に協議するとともに、周辺の住環境、農業への影響等も十分に勘案するものとする。

（2）消毒ポイントにおける消毒の方法

消毒ポイントにおける消毒の方法については、設置場所の特性も踏まえ、道路上への消毒槽・消毒マットの設置又は駐車場等への引き込み方式（動力噴霧器による消毒）により行う。また、作業従事者は、車両を消毒ポイントに誘導する者と実際に消毒を実施する者を適切に配置する。

① 畜産関係車両

車両の消毒は、車体を腐食しにくい逆性石けん液、消石灰等を用いる。また、極力車体に付着した泥等を除去した後、動力噴霧器を用いて、車両のタイヤ周りを中心に、荷台や運転席も含めて車両全体を消毒する。その際、可動部を動かすことによって消毒の死角がないように留意する。また、運転手の手指の消毒及び靴底消毒を徹底する。

② 一般車両

最低限、車両用踏込消毒槽や消毒マットを用いた消毒を実施する。その際、常に十分な消毒の効果が得られるよう、消毒薬を定期的に交換するものとする。

2 正確な情報提供・指導

発生県以外の都道府県は、適切な車両の消毒が行われているにもかかわらず、発生県の車両の出入りが制限されるようなことがないよう、正確な情報提供・指導を行う。

第26 疫学調査に関する事項（防疫指針第12の1 関連）

- 1 都道府県は、家きん、人及び車両の出入り、農場従業員の行動歴、農場への外部の

者の訪問（当該訪問者の訪問前後の行動歴を含む。）その他高病原性鳥インフルエンザウイルス及び低病原性鳥インフルエンザウイルスを伝播する可能性のある事項について幅広く調査を行う。

- 2 このため、都道府県は、農場所有者（又は管理者）、畜産関連業者その他の関係者に対し、疫学調査時に速やかに情報が提供されるよう、日ごろから、農場に出入りする人、車両及び物品に関する情報を整理するよう指導すること。
- 3 都道府県畜産主務課は、調査対象が他の都道府県にある場合には、動物衛生課に連絡の上、当該他の都道府県畜産主務課に連絡する。連絡を受けた都道府県の畜産主務課は、発生都道府県と同様に、調査を行う。
- 4 農場等への立入検査及び報告徴求は、法第51条第1項及び第52条第1項の規定に基づき、実施する。

第27 疫学調査に関する実施項目（防疫指針第12の1 関連）

本病の感染経路をあらゆる面から検証するため、以下を参考に、関係者からの聴き取り調査等を実施することにより疫学情報の収集を行う。

1 調査対象

- (1) 発生農場
- (2) 発生農場と疫学関連のある畜産関係施設（種鶏場、ふ卵場、GPセンター、食鳥処理場、家きんの飼養農場、飼料工場、飼料販売先、農協等）
- (3) 発生農場周辺の水きん類の飛来している池等

2 調査事項

- (1) 河川、池、湖沼、ダム、山、湿地、道路、田畑、野鳥飛来地などの状況及び農場との位置関係
- (2) 気温、湿度、天候、風量・風向など
- (3) 飼料運搬車両、集卵車両、機器搬入車両などの車両や運搬物資の動き
- (4) 農場所有者（又は管理者）及び従業員、管理獣医師、薬品業者、農協職員、郵便局員、宅配業者、家族、知人等の動き（海外渡航歴、野鳥等との接触の有無を含む。）
- (5) 野鳥、ねずみ、いたち等の野生動物、はえ、ごきぶり等の衛生害虫の分布、侵入及び接触機会の有無
- (6) 家きん舎及び付帯施設の構造、野生動物の侵入対策、給餌方法、給水方法（給与水の消毒を含む）、機器・設備の他農場との共有の有無など

3 ウイルス分離検査及び抗体保有状況調査

下記のを参考に検査を行う。

- (1) 野鳥：猟友会等の協力、捕獲器等により発生地周辺の野鳥を捕獲して採材する。
また、発生農場周辺で発見された死亡野鳥についても検査を実施する。
- (2) 野生動物：捕獲器等により発生農場周辺のねずみ、いたち等を捕獲して採材する。

- (3) 豚：必要に応じて、発生地を中心とした半径5km周辺の豚飼養農場を抽出し、農場当たり10頭程度の検査を実施する。

第28 発生状況確認検査及び清浄性確認検査の方法（防疫指針第12の2 関連）

- 1 家きん舎ごとに5羽（高病原性鳥インフルエンザにあつては、うち3羽を死亡家きん（明らかに食害・外傷等により死亡したと認められるものを除く。また、死亡家きんがいない場合には、活力低下や脚弱等何らかの臨床症状を認めるものから選択する。同一家きん舎内に、明らかに健康な家きんしか認められない場合には、健康な家きんから採材する。）とする。）を対象に気管スワブ、クロアカスワブ及び血液を検体として採材する。
- 2 都道府県は、1で採材した検体について、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。

第29 ワクチン受領書及びワクチン使用報告書（防疫指針第13の4 関連）

ワクチンの受領は、様式8により行う。また、ワクチンの使用が終了した場合には、別記様式9により、動物衛生課に報告する。

第30 ワクチンに関する事項（防疫指針第13 関連）

- 1 ワクチン及び注射関連資材の備蓄場所は、原則として、動物検疫所とし、農林水産省は、発生時に都道府県の施設等に移送する。
- 2 ワクチンの接種は、法第31条の規定に基づき実施し、原則として、接種地域の外側から発生農場側に向けて、迅速かつ計画的に実施する。
- 3 ワクチンを接種するに当たっては、定められた用法及び用量に従うものとする。注射事故があつた場合には、動物衛生課に連絡し、その指示に従うものとする。
- 4 未開梱のワクチンについては、動物衛生課及び動物検疫所と調整し返還する。また、開梱又は使用期限切れのワクチンについては、焼却処分するなど適切に処理を行う。

第31 家きんの再導入に関する事項（防疫指針第14 関連）

- 1 再導入予定農場の立入検査は、家畜防疫員が行う。
- 2 確認する内容は、次のとおりとする。
 - (1) 農場内の消毒を、と殺終了後1週間間隔で3回（防疫措置の完了時の消毒を含む。）以上実施していること。
 - (2) 農場内の飼料、家きん排せつ物等に含まれる病原体の不活化に必要な処理が完了していること。
- 3 家畜防疫員等は、当該農場に対し、初回の再導入の際は、念のため、家きん舎ごとの導入羽数を少数とし、その後は段階的な導入に努めるよう指導する。

- 4 家きんの再導入に当たっては、都道府県は、万一の発生に備え、迅速にと殺を行える体制を維持するとともに、家きんの所有者による埋却地の確保が十分でない場合には、あらかじめ市町村と協議を行い、地域ごとに十分な焼却施設又は埋却予定地を確保しておくものとする。
- 5 原則として、家畜防疫員等が農場内の飼料、排せつ物等に含まれる病原体の不活化に必要な処理が完了していることを確認するまでの間は、農場内の飼料、排せつ物等の移動を禁止する。ただし、家畜防疫員等の指示の下、輸送中の散逸防止の徹底等を図った上で、不活化に必要な処理のために農場外に移動する場合には、この限りでない。

第32 農場監視プログラムにおけるモニター家きん検査開始前の検査（防疫指針第15の4 関連）

都道府県は、農場監視プログラムの適用開始時から最初のモニター家きんの検査が実施されるまでの間、飼養家きんの臨床検査を実施するとともに、1家きん舎当たり30羽以上を対象にウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施する。